

平成26年11月13日

流山市長 井崎 義治 様

流山市国民健康保険運営協議会
会長 秋元 篤



脳ドック利用に対する費用助成導入及び人間ドック利用
助成金の改正について（答申）

平成26年8月21日付け流国第535号で諮問のあったこのこと
について、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

流山市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、平成
26年8月21日に市長から、脳ドック利用に対する費用助成の導入及
び人間ドック利用助成金の改正について諮問を受け、協議会ではこれま
で2回に及び慎重な審議を行いました。

2 審議結果

（1）脳ドックの利用に対する費用助成について

本市の国民健康保険特別会計は、高齢化や医療技術の高度化な
どにより医療費が増加し、一般会計からの赤字繰入に頼らざるを
得ない状況であります。

こうした中、医療費の増加の要因の一つである、くも膜下出血
等の脳血管疾患について、早期発見、早期治療による医療費の抑
制を図るため、効果的な事業として、脳ドック助成事業の導入を
妥当と考えます。

なお、脳ドックの受診については、医師会の助言を参考に、本
市の国保財政に鑑み、3年程度の隔年助成が妥当と考えます。

（2）人間ドック利用助成金の改正について

人間ドックの助成件数は増加の一途を辿っており、医療費の増
加に伴い逼迫している本市の国保財政を考慮した場合、限られた
財源の中で事業を実施しなければならず、助成金の減額はやむを
得ないものと考えます。

ただし、助成金の大幅な減額については、利用者の負担増にな
ることから、保健事業の推進のためにも一定の考慮を要望します。

また、単に助成額の減額だけではなく、これまで受診してきた市民の受診履歴の継続性を考慮し、MRI、MRAの2項目をオプションで追加し、市民の利便性の向上を図ることにも配慮し、財源確保と受益者負担の観点から、適正に助成額を減額するよう要望します。

以上2点を踏まえ、別添の人間ドック・脳ドック助成制度の改正骨子による制度改正を答申します。

3 事業の適正な運営について

事業の実施にあたり、本協議会として以下の意見を申し添えるので、適正な運営に努めていただくよう要望します。

- (1) 事業の実施にあたっては、実施前に市民等に対し十分に改正内容の周知をし、旧制度との混乱を招かないようにすること。
- (2) 脳ドック及び人間ドックの検査項目については、継続性に配慮するとともに、効果的な内容になるよう見直しを含め、実施医療機関及び流山市医師会と十分に協議して決定すること。
- (3) 国民健康保険は、国民皆保険制度の中核であり、保険者である行政が責任をもって運営すべき医療保険であることを十分認識し、人間ドック、脳ドック助成事業をはじめ、特定健診事業等の健康増進事業の推進による被保険者の健康の確保や、ジェネリック医薬品の普及啓発等による医療費適正化対策、保険料収納率の向上対策等、国保財政の健全化に一層の努力を払うこと。
- (4) 事業のあり方等については今後も、協議会の中で継続的に協議し、必要に応じて改正していくこと。

人間ドック・脳ドック助成制度の改正骨子

(1) 新制度における体制

医師会の推薦に基づいた市内の医療機関とし、次の区分により健診を実施する。なお、1年度において助成を受けることができる健診は、下記のいずれか一つの医療機関での健診とする。

① 人間ドックを単独で実施する医療機関

横田医院、東医院、流山東部診療所、田村内科クリニック
藤澤内科クリニック

② 脳ドックを単独で実施する医療機関

流山中央病院、千葉愛友会記念病院、東葛病院、小野クリニック

③ 人間ドックに MRI・MRA 検査の追加が可能な医療機関

(オプションでMRI、MRAを選択可能)

流山中央病院、千葉愛友会記念病院、東葛病院

※脳ドック及びMRI、MRAの受診間隔(年数)については、3年に一回とする。

(2) 助成対象者

① 人間ドック単独実施医療機関は35歳以上

② 脳ドック単独実施医療機関は40歳以上

③ 人間ドック、MRI・MRA追加可能医療機関は、人間ドックのみでは35歳以上、追加分は40歳以上

(3) 検査項目

検査項目については自由化とするが、標準検査項目を最低基準とする。

また、各医療機関と検査項目及び費用について覚書を交わす。

(4) 助成額

① 人間ドック単独実施医療機関は、25,000円限度

② 脳ドック単独実施医療機関は、25,000円限度

③ 人間ドック、MRI・MRA追加可能医療機関は、人間ドックのみでは25,000円限度、追加では30,000円限度